

長岡京市介護保険外ホームヘルプ等利用費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護が常時必要な状態にある居宅において生活する高齢者等（以下「要介護者」という。）を介護している家族（以下「家族介護者」という。）に対し、介護保険サービスの対象とならないホームヘルプサービス等の利用料の一部を助成することにより、家族介護者の身体及び精神に係る負担の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における居宅とは、次項に定める介護を受けられる施設以外の生活の場をいう。

- 2 この要綱における介護を受けられる施設とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定される介護保険施設、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設（介護付き有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）、認知症対応型共同生活介護の他、医療療養型病床及びその他の病院をいう。ただしその他の病院については、連続して3か月以上の入院が見込まれない場合、介護を受けられる施設に含めない。

(助成対象者)

第3条 助成対象となる家族介護者は、長岡京市内に現に居住し、次の各号のいずれにも該当する者を居宅で介護する者のうち、主たる者1名（以下「助成対象の家族介護者」という。）とする。

- (1) 長岡京市の介護保険被保険者であり、現に長岡京市内の居宅で生活している者。
- (2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護状態区分のうち要介護3、要介護4又は要介護5である者。

(助成内容)

第4条 助成対象の家族介護者に、介護保険外ホームヘルプ等サービス利用の対価として使用できる3,000円の額面の券（以下「給付券」という。）を、申請年度分として12枚交付する。

- 2 給付券の有効期限は、発行月に関わらず発行年度3月末日までとする。
- 3 給付券は複数枚同時に利用可能であるが、給付券の券面金額の合計額がサービス利用の対価を上回る時は、指定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとし、下回るときの差額は介護者の負担とする。
- 4 給付券を有償運送費及び交通費並びに物品の配送費として使用することはできない。
- 5 居宅におけるサービスについては、要介護者が現に居住する居宅以外で提供されるサービスに給付券を使用することはできない。

(申請等)

第5条 給付券の交付を受けようとする助成対象の家族介護者は、要介護者の要介護認定

区分の記載された介護保険の被保険者証を提示するとともに、介護保険外ホームヘルプ等サービス利用費助成申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、その結果を介護保険外ホームヘルプ等利用費助成決定通知書（別記様式第2号）又は介護保険外ホームヘルプ等利用費助成不支給決定通知書（別記様式第3号）により助成対象の家族介護者に通知する。
（給付券の交付）

第6条 市長は、前条第2項の規定により支給決定した助成対象の家族介護者に対して、給付券を交付する。

（サービス提供事業者の指定）

第7条 介護保険外ホームヘルプ等サービスを提供する本市指定事業者としての登録を希望する事業者は、介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録申請書（別記様式第4号）及び誓約書（別記様式第5号）により市長に申請しなければならない。ただし、誓約書の提出については、当該事業者が本市の指名登録業者である場合は、これを省略することができる。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、指定事業者として登録すること又は申請を却下することを決定し、介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録決定通知書（別記様式第6号）又は介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録申請却下通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（指定事業者の禁止行為）

第8条 指定事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 介護保険外ホームヘルプ等サービス提供の対価としての給付券の利用を拒むこと。
- (2) 給付券を介護保険外ホームヘルプ等サービス利用以外の物品等と交換すること。
- (3) 給付券の利用に際し、領収証を発行すること。
- (4) 有効期間外の給付券の取扱いをすること。
- (5) 誓約書に記載された事項に反すること。

（指定事業者の登録変更等）

第9条 指定事業者が、第7条第1項の規定により申請した内容に変更を生じたときは、介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録内容変更届（別記様式第8号）により市長に届けなければならない。

- 2 市長は、前項の介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録内容変更届の提出があったときは、指定事業者としての登録内容を変更するものとし、介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録内容変更通知書（別記様式第9号）により、届出事業者に通知するとともに、変更の内容が給付券の利用に支障を生ずるおそれがあるときは、家族介護者に指定事業者登録内容の変更について通知するものとする。

（指定事業者の登録廃止等）

第10条 事業の指定事業者が、指定事業者としての登録の廃止を希望する場合は、介護保

除外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録廃止届（別記様式第10号）により市長に届けなければならない。

- 2 市長は、前項の介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録廃止届の提出があったときは、指定事業者としての登録を廃止し、介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録廃止通知書（別記様式第11号）により、届出事業者に通知する。
（指定事業者の指定取消し等）

第11条 市長は、事業に関し、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他指定事業者の責めに帰すべき事由により、事業を継続することができないと認めるときは、指定事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 指定事業所の故意による、給付券の不正な取り扱いが認められたとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により、請求を行ったとき。
- (4) その他給付券の交付に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

- 2 市長は、前項の場合において不正な請求により既に支払った費用があるときは、これに相当する額を返還させることができる。

（費用の請求）

第12条 介護保険外ホームヘルプ等サービスを提供した指定事業者は、請求書及び給付券を翌月の10日までに高齢者福祉を所管する課へ持参または郵送し、費用を請求するものとする。

（実地調査）

第13条 市長は、指定事業者に対し、必要に応じて実地調査又は事業に関する書類の提出を求めることができるものとする。

（給付券の使用制限）

第14条 要介護者又は助成対象の家族介護者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付券を使用することができない。

- (1) 要介護者又は助成対象の家族介護者が死亡したとき。
- (2) 要介護者が介護を受けられる施設等に入所または長期に入院し、居宅で生活しなくなっている間。
- (3) 要介護者又は助成対象の家族介護者が転出している間。

（返還）

第15条 市長は、偽りの申請その他不正手段により給付券を受給した者がいるときは、既に支給した給付券又はこれに相当する金額を返還させることができる。

（給付券の再交付）

第16条 助成対象の家族介護者は、給付券を汚損若しくは破損又は受給者の責めに帰すことができない理由により紛失した場合に限り、給付券再交付申請書（別記様式12号）に汚損又は破損した給付券を添えて市長に提出できる。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、給付券を再交付することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第17条 交付を受けた給付券は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

介護保険外ホームヘルプ等サービス利用費助成申請書

給付券の交付を受けたいので、長岡京市介護保険外ホームヘルプ等利用費助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

申請者 (介護者)	フリガナ		要介護者との関係	
	氏名			
	住所	長岡京市		
	電話番号	—		
高齢者等 (要介護者)	フリガナ		生年 月日	年 月 日 (歳)
	氏名			
	住所	長岡京市	※申請者(介護者)と住所・ 電話番号が異なる場合は 左記もご記入ください。	
	電話番号	—		
	申請日現在の状況について、あてはまるものに✓をつけてください。 介護を受けられる施設に・・・入所している <input type="checkbox"/> ・ 入所していない <input type="checkbox"/>			
	※市が入所・入院状況を確認する場合があります			
	要介護状態区分	要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5		
認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			

(添付書類：介護保険被保険者証の写し)

※本要綱における介護を受けられる施設・・・介護保険施設、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設（介護付き有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）、認知症対応型共同生活介護の他、医療療養型病床及びその他の病院をいう。（その他の病院については3か月以上の入院が見込まれる場合のみ、介護を受けられる施設に入所しているものとみなします）

様

長岡京市長

介護保険外ホームヘルプ等利用費助成決定通知書

年 月 日付けで申請のありました介護保険外ホームヘルプ等サービス利用費助成申請については、次のとおり決定したので通知します。

要介護者	氏名	
	要介護状態区分	要介護3 要介護4 要介護5
介護者	氏名	
決定番号		—
給付内容	・ 給付券を12枚給付する 有効期限： 年3月31日まで	

※同封しました給付券は、ご利用になられた介護保険外ホームヘルプ等提供事業者にお渡ししてください。

※ご使用前に給付券裏面の「使用上の注意」を必ずお読みください。

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市(訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様

長岡京市長

介護保険外ホームヘルプ等利用費助成不支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました介護保険外ホームヘルプ等サービス利用費助成申請については、次の理由により不支給と決定したので通知します。

要介護者	氏名	
	要介護状態区分	要介護3 要介護4 要介護5 その他（ ）
介護者	氏名	
不支給の理由		

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。

2 また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市(訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長岡京市長 様

申請者 住 所
事業 者 名
代表 者 氏 名

介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録申請書

介護保険外ホームヘルプ等サービス提供に係る指定事業者として登録したいので、申請します。

(フリガナ)	
事業者の名称	
(フリガナ)	
事業者の代表者氏名	
所在地	〒 ー
電話番号	ー
(フリガナ)	
給付券担当者氏名	

添付書類

- ① 介護保険外サービス実施に係る運用規程の写し
- ② 苦情窓口の設定を確認できる書類の写し
- ③ 提供可能なサービスと、提供時間単位・料金がわかる書類【調査票、他料金表等】

誓約書

私は、長岡京市介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者の指定業者登録を受けるにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。誓約した事項に違反した場合は、登録の取り消しを受けても異議を申し立てません。

1. 長岡京市が定める会計規則、契約規則その他の例規を含む関係法令を遵守し、不正な行為を行わないこと。
2. 長岡京市職員倫理条例（平成13年条例第3号）及び長岡京市職員倫理規則（平成13年規則第22号）の主旨を理解し、職員が事業者等から金品の贈与や貸付けを受けるなど事業者との接触にあたって禁止されている事項に十分留意するとともに、職員からの禁止事項に抵触する働きかけや職員の不正行為を知り得たときは、速やかに市に通報すること。
3. 長岡京市における法令遵守の推進に関する条例（平成16年条例第1号）及び長岡京市における法令遵守の推進に関する条例施行規則（平成16年規則第2号）の主旨を理解し、職員への違法行為の要求その他職員の公正な職務の遂行を妨げる行為又は暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図ろうとする行為を行わないこと。

長岡京市長 様

年 月 日

申請者 住 所
事業者名
代表者氏名

様

長岡京市長

介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の件について、下記のとおり指定事業者として登録します。

記

登録事業者の名称	
事業者の代表者氏名	
所在地	〒 ー
電話番号	ー
登録年月日	年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。

2 また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市(訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様

長岡京市長

介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の件について、下記の理由により申請を却下します。

記

登録事業者の名称	
事業者の代表者氏名	
所在地	〒 ー
電話番号	ー
申請却下理由	

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。

2 また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市(訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長岡京市長 様

申請者 住 所
事業者名
代表者氏名

介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録内容変更届

介護保険外ホームヘルプ等サービス提供に係る指定事業者として、登録内容を変更したいので、下記のとおり届けます。

記

(フリガナ)	
事業者の名称	
(フリガナ)	
事業者の代表者氏名	
所在地	〒 ー
電話番号	ー
(フリガナ)	
給付券担当者氏名	
提供サービス 内容等の変更	
変更年月日	年 月 日

※変更する部分についてのみ、変更後の内容を記載してください。

別記様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録内容変更通知書

年 月 日付けで届出のありました標記の件について、下記のとおり指定事業者としての登録内容を変更しましたので、通知します。

記

事業者の名称	
事業者の代表者氏名	
所在地	〒 ー
電話番号	ー
変更年月日	年 月 日

別記様式第10号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

申請者 住 所
事業者名
代表者氏名

介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録廃止届

介護保険外ホームヘルプ等サービス提供に係る指定事業者としての登録を廃止したいので、届けます。

(フリガナ)	
事業者の名称	
(フリガナ)	
事業者の代表者氏名	
所在地	〒 ー
電話番号	ー
(フリガナ)	
給付券担当者氏名	
廃止予定年月日	年 月 日

様

長岡京市長

介護保険外ホームヘルプ等サービス提供事業者登録廃止通知書

年 月 日付けで届出のありました標記の件について、下記のとおり指定業者としての登録を廃止しましたので、通知します。

記

事業者の名称	
事業者の代表者氏名	
所在地	〒 ー
電話番号	ー
廃止年月日	年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長岡京市長に対し、審査請求をすることができます。

2 また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市(訴訟において長岡京市を代表する者は長岡京市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第12号(第16条関係)

給付券再交付申請書

年 月 日

長岡京市長 様

介護者 氏名

住所

電話

(要介護者との続柄)

長岡京市介護保険外ホームヘルプ等利用費助成事業実施要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり給付券の再交付を申請します。

再交付を申請する理由 (理由によっては受付できません)

--

なお、再交付申請をするにあたり、次のとおり誓約します

誓約事項

- 1 紛失した給付券が見つかった場合は、速やかに長岡京市に返還します。
- 2 本来の給付額を超え、重複して引換券を使用してしまった場合は、超えた額については取扱事業者に返納します。

※高齢介護課 確認欄 (記入しないでください)

受付者	決定番号	対象者確認書類
		<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証等